

土地改良区からのお願い

限られた水を有効に利用しましょう

1. まちやば管内の用水期間は **5月6日**から**9月25日**まで
 ※地区ごとに用水状況が異なりますので、詳細は各地区役員・総代にお尋ねください。
 ※用水を流す時には、裏作（小麦田等）には充分注意し通水しましょう。
2. かけ流しを絶対になくし、用水の節約に努めましょう
3. 適正な水門、堰板の管理をしましょう
 ※近年、集中豪雨による溢水被害が多発していますので、水門等の管理をお願いします。

農地を異動・転用した場合は、 届出を忘れずにお願いします！

（詳細は、6ページをご覧ください）

土地改良区への届出がない限り、前年度同様に賦課されてしまいますので、ご注意ください。

毎年4月1日現在で賦課金が発生します。届出は、毎年3月31日までにお願いします。

届出用紙が必要な場合は、土地改良区（0276-33-7181）までご連絡ください。
各農協の窓口にもご用意しています。

賦課金の現金納付組合員様へ お知らせ

令和4年1月17日より『ゆうちょ銀行』の現金取り扱い手数料(110円)がかかるようになりました。

この手数料は、組合員様の負担となりますのでご承知おきください。また、この機会に、便利な**口座振替**をご検討ください(6ページもご参照ください)。

なお、他の金融機関においても現金取り扱い手数料が変更される場合がありますので、現金納付の際は、ご注意ください。

あぶない!

清掃や堰板の調整などで、水路の蓋やグレーチングを外したら、必ず元の位置に戻してください。自転車や歩行者の事故の原因となり大変危険です。



廃棄物の不法投棄や不法焼却を確認したら、
情報提供をお願いします。

〔不審な行為に対する通報・問合せ先〕

ハイ ゴミ 通報
0120-81-5324

（群馬県産廃物・リサイクル課内）



皆様のご協力をお願いします!

水路環境の美化を推進するため、啓発看板を無償で提供しています。看板設置をご希望の方は、事務局までご連絡をお願いいたします。